

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

境杉戸線	路線名
幸手市大字下吉羽字坊合一五二一番一 地先から同市大字上宇和田字浅沼七七 四番二地先まで	供用開始の区間
令和五年五月二十六日	供用開始の期日
令和五年五月二十六日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十五号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 六・三〇メートル	備考